

保険金・給付金のご請求手続きについて

団体保険では保険金・給付金のご請求は、「ご契約者（企業・団体等）」を通じてのお手続きとなります。

ご加入者に保険金・給付金のお支払事由に該当すると思われることが発生した場合には、まずは所属の企業・団体等の保険事務ご担当者へご連絡ください。

※詳しくは1～2ページをご確認ください。

この冊子のご照会については、「ご加入内容のお知らせ」等に記載の「ご照会先」までご連絡願います。

（団体保険）

保険金・給付金のお支払いについて

ご請求手続きについて…………… 1

保険金・給付金をお支払いできない
主な場合…………… 3

保険金・給付金をお支払いできる場合、
お支払いできない場合の事例…………… 5

保険金・給付金をもれなくご請求
いただくために…………… 21

主な保険用語のご説明…………… 23

ご注意

この冊子では、保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の代表的な事例を参考としてあげています。

保障内容は、ご加入の制度によって異なります。お支払いの対象となる制度に加入されていない場合、または対象となる特約がついていない場合は、事例の内容にかかわらず保険金等をお支払いできません。

ご自身のご加入制度については「ご加入内容のお知らせ」をご確認ください。

〈会社使用欄〉

☎71854 16.3



明治安田生命保険相互会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田生命保険相互会社

ご請求手続きについて

ご連絡先

○団体保険では保険金・給付金のご請求は、「ご契約者（企業・団体等）」を通じてのお手続きとなります。

ご加入者に保険金・給付金のお支払事由に該当すると思われることが発生した場合には、まずは所属の企業・団体等の保険事務ご担当者へご連絡ください。

ご請求手続きの流れ

STEP
1

請求のご連絡



※以下は、一般的な事例を記載しております。
ご準備いただく書類はご請求の内容によって異なります。

**所属の企業・団体等の保険事務ご担当者へ
ご連絡ください。**

ご連絡いただいた際に、ご加入者のお名前、原因（病気・事故等）、現在の状況などをお知らせください。
ご請求内容によってご準備いただく書類なども異なります。
おわかりになる範囲で詳細にお知らせください。

STEP
2

請求書類のご提出

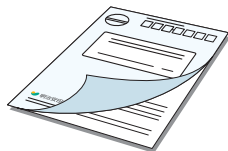


診断書などの請求書類を準備して、
企業・団体等の保険事務ご担当者にご提出ください。

ご請求の内容によっては、診断書の他に戸籍謄本（抄本）などをご提出いただく場合があります。

STEP
3

お支払内容のご確認



お受取人にはお支払内容や、お支払金額を記載したご通知を郵送いたしますので、内容をご確認ください。

ご提出いただいた書類を拝見し、ご契約の約款にしたがって保険金・給付金をお支払いします。

※なお、ご契約の約款の規定により、保険金・給付金をお支払いできない場合もあります。その場合、お支払いできない理由を書面にてご説明いたします。

お知らせ
(ご確認ください)

診断書や戸籍謄本など、ご請求に必要な書類の発行にかかる費用は、お客さまのご負担となります。ただし、保険金・給付金をお支払いできなかった場合でかつ当社所定の要件を満たす場合には、診断書の取得に要した額として診断書原本のご提出1通につき所定の金額をお支払いします。

保険金・給付金をお支払いできない主な場合

ご契約への加入時期、ご契約の内容によって、保険金・給付金をお支払いする条件が異なっております。詳しくは「約款」などに記載しております。

保険金・給付金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。

1. 支払事由に該当しない場合

保険金・給付金が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。

支払事由に該当しない場合はお支払いできません。支払事由は、ご契約内容によって異なりますが、以下が支払事由に該当しない場合の例です。

- 高度障害保険金や入院給付金など（死亡保険金は除きます）について、当社が保障の責任を開始する前に生じた傷害または疾病を原因とする場合^(※)
- 「入院」が約款に定める事由にあてはまらない場合
入院された日数が約款に定めた日数に満たない場合、約款に定めた支払日数の限度まで既に入院給付金をお支払いしている場合、入院先が約款に定める医療機関でない場合、治療を伴わない入院の場合など
- 「手術」が約款に定める「手術の種類」にあてはまらない場合

2. 免責事由に該当した場合

約款に規定された「お支払いできない事由」（免責事由）に該当した場合は、保険金・給付金をお支払いできません。免責事由はご契約の内容によって異なりますが、「契約後所定の期間内の自殺」や「受取人の故意による支払事由の発生」などがその例です。

3. 告知義務違反による解除の場合

契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

4. 重大事由による解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

「保険金や給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき」や「保険契約者、被保険者または保険金、給付金もしくは年金の受取人が、暴力団などの反社会的勢力に該当すると認められるとき」などの重大事由でご契約が解除となった場合、また、保険契約について詐欺行為がありご契約が取消しとなった場合、保険金の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

※ご加入の際、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「申込書兼告知書」に記載された告知事項をご確認（告知）のうえお申し込みいただきますが、責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合には、告知いただいている内容にかかわらず、高度障害保険金や入院給付金などはお支払いできません。

事例 1 障害状態と「回復の見込み」 (高度障害保険金のお支払い)

解説

高度障害保険金は、障害状態が回復の見込みのないことがお支払いの要件となります。

高度障害保険金の支払対象となる障害状態については、身体の一部を「失った」、機能または用を「全く永久に失った」、または「終身常に介護を要する」との定めがあり、障害状態が回復の見込みのないことがお支払いの要件です。障害状態が回復の見込みのある場合は、お支払いできません。

診断書をご用意いただく前に、主治医に回復の見込みについてご確認をお願いいたします。

※高度障害保険金の支払対象となる約款所定の「高度障害状態」は、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。

●「お支払いできる場合」の例でも、他に3~4ページ 1~4の保険金・給付金をお支払いできない主な場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。

○ お支払いできる場合

こうとう
喉頭がんで喉頭を全部摘出する手術を行ったケース。

「声帯全部の摘出により発音ができない状態」に該当するため、お支払いいたします。

× お支払いできない場合

はくり
網膜剥離で左右のきょう正視力とも0.02以下になったが、回復の見込みがあつて治療を続けているケース。

「両眼の視力を全く永久に失った」(回復の見込みがない)状態に該当しないため、お支払いできません。

※その後回復の見込みがない状態に該当すればお支払いいたします。

ご注意 このページは、高度障害状態となられたときに保険金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はご加入の制度によって異なります。ご自身のご加入制度については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

事例 2 責任開始期（加入日）より前の受傷・発病 （高度障害保険金のお支払い）

○
お支払い
できる場合

責任開始期（加入日）以降に緑内障を
発病。責任開始期（加入日）以降に悪
化し、両眼失明の状態となった場合。

×
お支払い
できない場合

責任開始期（加入日）より前に緑内障
を発病。責任開始期（加入日）以降に悪
化し、両眼失明の状態となった場合。

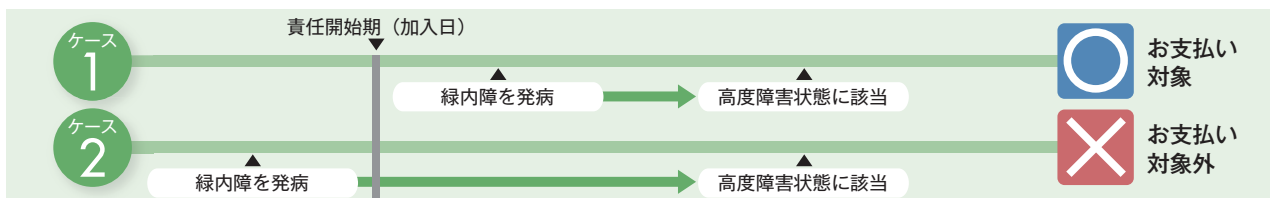
▼
緑内障が責任開始期（加入日）より前
に発病しているため、お支払いできま
せん。

解 説

高度障害状態の原因となる傷病が責任開始期（加入日）より前に生じている場合には、高度障害保険金はお支払いできません。

ただし、責任開始期（加入日）より前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期（加入日）以降に新たに発生した傷病（責任開始期より前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷病と因果関係のない傷病に限ります）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態となった場合は、お支払いの対象となります。

- 「お支払いできる場合」の例でも、他に3~4ページ 1~4の保険金・給付金をお支払いできない主な場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。



ご注意 このページは、高度障害状態となられたときに保険金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容をご加入の制度によって異なります。ご自身のご加入制度については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

事例 ③ 対象となる悪性新生物 (特定疾病保険金のお支払い)

解説

「悪性新生物」に対する保険金は、「診断確定の内容」、「診断確定の時期」などに条件があります。

お支払いできない例

- 「上皮内癌（子宮頸癌0期、食道上皮内癌、乳房・膀胱などの非浸潤癌、大腸粘膜内癌等）」であったとき
- 責任開始期（加入日）より前に「悪性新生物（お支払いの対象になる悪性新生物）」と診断確定されていたとき（悪性新生物は、責任開始期（加入日）より前を含めてはじめて診断確定されたものに限りませう。）
- 責任開始期（加入日）からその日を含めて90日以内に「乳がん」と診断確定されたとき

※これらの条件は、ご契約によって異なります。たとえば、三大疾病入院給付金では「上皮内癌」もお支払いの対象となります。ご請求にあたっては、必ずご契約内容をご確認ください。

- 「お支払いできる場合」の例でも、他に3~4ページ 1~4の保険金・給付金をお支払いできない主な場合にあてはまるときは、お支払いできないことがあります。

○ お支払いできる場合

病院の病理組織診断で「胃がん」と診断確定されたケース。

× お支払いできない場合

健康診断で「乳がん」の疑いがあるとされて病理組織検査を行ったところ「非浸潤性乳管癌」と診断確定されたケース。

「非浸潤性乳管癌」は「お支払いの対象となる悪性新生物」に該当しないため、お支払いできません。

ご注意 このページは、特定疾病^(※)となられたときに保険金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はご加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。 (※) 特定疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

事例 4 責任開始期（加入日）より前の受傷・発病 （入院給付金のお支払い）



お支払い
できる場合

責任開始期（加入日）以降に発病した「椎間板ヘルニア」で入院したケース。



お支払い
できない場合

責任開始期（加入日）より前に発病していた「椎間板ヘルニア」で入院したケース。

「責任開始期（加入日）以降に発病した疾病」に該当しないため、お支払いできません。

解説

責任開始期（加入日）より前の傷害や疾病を原因とする場合には、原則として、入院給付金、手術給付金などはお支払いできません。

●「お支払いできない場合」であっても、責任開始期（加入日）から2年経過後に開始した入院や2年経過後に受けた手術などはお支払いの対象となることがあります。

●「お支払いできる場合」の例でも、他に3～4ページ 1～4の保険金・給付金をお支払いできない主な場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。

事例 5 入院日数の要件 （入院給付金のお支払い） 入院 5日目からお支払いとなる制度の場合



お支払い
できる場合

胃かいようで、6日入院されたケース。

お支払い要件となる入院日数が継続して5日以上となるご契約では、入院日数6日～4日で2日分をお支払いいたします。



お支払い
できない場合

大腸ポリープで、2日入院されたケース。

入院日数の要件を満たさないため、お支払いできません。

※短期入院特約などでお支払要件を満たす場合はお支払いいたします。

解説

ご契約の時期やご契約内容により、入院給付金のお支払い要件となる入院日数（継続して2日以上、継続して5日以上など）が異なります。

●「お支払いできる場合」の例でも、他に3～4ページ 1～4の保険金・給付金をお支払いできない主な場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。

ご注意 このページは、ご入院されたときに給付金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はご加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

事例 6 1回の入院についての支払日数限度 (入院給付金のお支払い) お支払い日数の限度が120日となる制度の場合

解説

同一の疾病を直接の原因として入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、原則1回の入院とみなし、入院日数を通算します。ただし、前回の入院の退院日の翌日から180日経過後開始された入院については、新たな入院とみなします。

例えば

前回の入院において支払日数の限度までお支払いしている場合は、前回の入院の退院日の翌日から180日経過後前に開始された同一の傷病^(※)を直接の原因とする入院については、お支払いの対象とはなりません。

なお、1回の入院についてのお支払日数の限度はご契約の内容により120日・124日・361日・365日と異なります。ただし、三大疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療を目的とする入院はお支払日数の限度の対象外となる商品もあります。

※同一の傷病とは同一もしくは医学上重要な関係がある疾病または傷害をいいます。

●「お支払いできる場合」の例でも、他に3~4ページ 1~4の保険金・給付金をお支払いできない主な場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。

○ お支払いできる場合

病気で130日入院され、いったん退院。退院の1年後に同じ病気で90日入院されたケース。

お支払い要件となる入院日数が継続して5日以上のご契約では1回目の入院は120日分をお支払い。2回目の入院は90日-4日で86日分お支払いいたします。

× お支払いできない場合

病気で130日入院され、いったん退院。退院の3ヶ月後に同じ病気で90日入院されたケース。

1回目の入院は120日分お支払いいたしますが、2回目の入院は1回目と通算される結果、支払日数の限度を超えていることとなるので、お支払いできません。

ご注意 このページは、ご入院されたときに給付金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はご加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

事例 7 不慮の事故とは (災害入院給付金のお支払い)

解説

○ お支払できる場合

歩道を歩いていたところ、後ろから暴走してきた自転車が衝突。転倒して足首を骨折し、入院したケース。

× お支払できない場合

キーパンチャーの方が長期にわたる入力業務により腱鞘炎となり、入院したケース。

「不慮の事故」に該当しないためお支払いできません。

ケガをした場合でも、支払事由の「不慮の事故による入院」にあたらないことがあります。

- 「不慮の事故」とは、急激性、偶発性、外来性があり、かつ、所定の分類項目に該当する事故をいうため3つの要素を満たしていない場合や、分類項目に該当しない場合には、「不慮の事故」には、あたらないことがあります。
- なお、「不慮の事故」にあたる場合でも、事故の日から180日を超えて入院を開始した場合は、お支払いの対象とはなりません。

- 「お支払できる場合」の例でも、他に3~4ページ 1~4の保険金・給付金をお支払できない主な場合にあってはまるときは、お支払できないことがあります。

ご注意 このページは、不慮の事故でご入院されたときに給付金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はご加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

事例 8 告知義務違反による解除 (死亡保険金のお支払い)

解 説

現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。申込書兼告知書に記載の告知事項をもれなく確認いただき、お申込みください。

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期(加入日)または復活日から2年^(※)以内であれば、ご契約が解除となり、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- なお、責任開始期(加入日)から2年^(※)を経過していても、保険金・給付金の支払事由等が2年^(※)以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- 深刻な病気入院中であることを故意に告知しないなど、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始期(加入日)からの年月にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

※保険会社が保険契約を解除できる期間は、ご加入制度および保障内容により異なります。

- 「お支払いできる場合」の例でも、他に3~4ページ 1~4の保険金・給付金をお支払いできない主な場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。

○ お支払いできる場合

告知時には、病気の自覚症状や病院への受診など全くなかったが、加入半年後に「くも膜下出血」を発症し死亡したケース。

死亡保険金をお支払いいたします。

× お支払いできない場合

「胃がん」で入院治療を繰り返していたが、告知内容に反して加入し、加入半年後に「胃がん」が原因で死亡したケース。

告知義務違反のためご契約は解除となり、死亡保険金はお支払いできません。

ご注意 このページは、お亡くなりになられたときに保険金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はお加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

事例 9 対象となる先進医療 (先進医療給付金のお支払い)

解説

厚生労働大臣が定める「先進医療」は、随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

- 治療を受けた時点で「先進医療」に該当しない場合は、「先進医療給付金」のお支払いはできません。
- 診察・投薬・入院料等、公的医療保険制度の法律に基づき保険給付の対象となる費用は、お支払いの対象とはなりません。

- 「お支払いできる場合」の例でも、他に3~4ページ 1~4の保険金・給付金をお支払いできない主な場合にあってはまるときは、お支払いできないことがあります。

○ お支払いできる場合

厚生労働大臣が定める「先進医療」による療養を受けたとき。

先進医療給付金をお支払いします。

× お支払いできない場合

契約時点では厚生労働大臣が定める「先進医療」に該当していたものの、治療を受けた時点で「先進医療」に該当していない場合。

お支払いの対象となる「先進医療」にあたらないため、先進医療給付金はお支払いできません。

ご注意 このページは、先進医療による療養をうけたときに給付金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はお加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

保険金・給付金をもれなくご請求いただくために

ご請求手続きにあたっては次のようなケースに該当しないか、ぜひ今一度ご確認ください。

該当している場合には、別途所定の診断書などをご提出いただくことで他にも保険金などをお支払いできる場合があります。該当すると思われる場合には所属の企業・団体等の保険事務ご担当者へご連絡ください。

保障内容はご加入の制度によって異なります。ご自身のご加入制度については「ご加入内容のお知らせ」をご確認ください。

次の項目をチェックしてください。

(入院給付金をご請求の場合) ご加入の制度は、特定疾病^(※)になられた場合に保障される制度ではありませんか？

(※)特定疾病とは、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中をいいます。

例 ご入院の原因(傷病名)が胃がん(悪性新生物)だった

特定疾病保険金をお支払いできる可能性が
あります

(入院給付金や手術給付金などをご請求の場合) ご加入の制度は、高度障害状態となったときに保障される制度ではありませんか？

例 ■ 両足が完全に麻痺した
■ 両眼が全く見えなくなった
■ 喉頭の全部摘出を行った などの障害状態

※高度障害保険金をお支払いした場合、契約は消滅いたしますので、高度障害状態になった時より後に開始した入院・手術等の保障もなくなります。また、すでにお支払いさせていただいた給付金がある場合、高度障害状態になった時期によっては、ご返金いただく場合がございますのでご注意ください。

高度障害保険金をお支払いできる可能性が
あります

(死亡保険金をご請求の場合) ご請求の制度は、入院や手術をしたときに保障される制度ではありませんか？

例 死亡診断書等の内容から、お亡くなりになる直前に入院をしていた

入院給付金をお支払いできる可能性が
あります

まだご請求いただいていない過去の入院や手術はありませんか？

例 提出いただく診断書の経過欄等に、過去にご請求いただいていない入院や手術の記載があった

過去の入院・手術給付金をお支払いできる可能性が
あります

●以上の例にあてはまる場合でもお支払いできないことがあります。3~4ページの「保険金・給付金をお支払いできない主な場合」もご参照ください。

主な保険用語のご説明

約款	ご契約から満了までのとりきめを記載したものです。
契約者と被保険者	当社と保険契約を結び、契約上の一切の権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことを「契約者」、その人の生死などが生命保険の対象とされている人のことを「被保険者」といいます。 <u>団体保険の場合、契約者は『企業・団体等』であり、『ご加入者のみなさま』は被保険者となります。</u>
保険金受取人	保険金を受け取る人のことです。
指定代理請求者	保険金受取人が保険金を請求できない特別な事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得て保険金受取人の代理人としてあらかじめ指定した人のことをいいます。

保険金・給付金	被保険者が所定の支払事由に該当されたときに、当社がお支払いするお金のことです。
責任開始期（加入日）	当社がご契約上の保障を開始する時期（日）のことです。
支払事由	保険金・給付金が支払われる場合のことをいいます。被保険者の死亡、入院などがこれにあたります。
免責事由	被保険者が支払事由に該当された場合でも、契約後所定の期間内の自殺などのケースでは保険金・給付金などが支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

